

## 令和2年度がんばろう大月・子育て応援特別商品券事業実施要領

### (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う子育て世帯の食費等の家計負担や市内飲食店等の売り上げへの影響に鑑み、子育て世帯の家計の支援と消費喚起による市内飲食店等への支援に資するため、臨時特別的な給付措置として実施する、令和2年度がんばろう大月・子育て応援特別給付金等支給事業の実施に伴う、特別商品券の発行及びその取り扱いに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 令和2年度がんばろう大月・子育て応援特別給付金等支給事業実施要綱に基づき、大月市が発行する券種をいう。
- (2) 取引 市内において商品券が対価の弁済手段として使用される料理のテイクアウトや出前による提供、購入をいう。
- (3) 取扱店 市内において取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として第6条の規定に基づき市に登録された者をいう。

### (商品券の発行)

第3条 商品券の名称は「令和2年度がんばろう大月・子育て応援特別商品券」とする。

2 前項の商品券の券面金額は、500円とする。

### (商品券の支給)

第4条 商品券の支給は、令和2年度がんばろう大月・子育て応援特別給付金等支給事業実施要綱に基づき、支給決定を受けた者に交付するものとする。

### (商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、その使用者と取扱店との取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期限は、発行した日から令和2年12月31日までとする。

3 取扱店は、取引に使用された商品券の券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、商品券の使用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

### (取扱店の登録等)

第6条 取扱店として登録できる者は、大月市内に事業所、店舗等を有する事業者で、調理などの加工を施した飲食物を販売または提供する事業者（スーパー、コンビニエンスストアなどは除く。）とする。

2 取扱店として登録を希望する者は、「がんばろう大月・子育て応援特別商品券取扱店加入申込書」（別紙様式1）（以下「申込書」という。）に必要な書類を添えて別に定める期日までに市に提出しなければならない。

3 市は、申込書を審査し、適当と認める者に対し「がんばろう大月・子育て応援特別商品券取扱店登録証」を交付するものとし、適当と認めないものに対してはその旨通知する。

- 4 市は、取扱店の情報を市内に広く周知するものとする。
- 5 市は、取扱店が次条に反する行為を行ったときは、取扱店の登録を取り消すことができる。

(取扱店の責務)

第7条 取扱店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 取引において商品券の受け取りを拒まないこと。ただし、商品券の破損、汚損等の程度が大きい場合はこの限りではない。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 飲食物の販売に当たり、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。
- (4) その他市長が「がんばろう大月・子育て応援特別商品券事業」の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

(商品券の換金)

第8条 市は、取引において商品券が使用された場合は、取扱店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 取扱店は、市に換金を申し出る場合、「がんばろう大月・子育て応援特別商品券換金請求書」(別紙様式2)(以下「換金請求書」という。)にて行うものとし、取引の対価として受け取った商品券を添付するものとする。
- 3 市は、前項の規定に基づき請求があった場合は、内容を審査し、適正な請求と認められた場合、第6条第2項で規定する申込書に記載された預金口座への振替の方法により、支払いを行うものとする。
- 4 取扱店が換金請求書の提出を行えるのは、原則として月に2回までとする。
- 5 取扱店は、すべての換金請求書を令和3年2月15日までに提出を行うものとし、市は、その後の換金請求には応じないものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月30日から施行する。

(要領の失効)

- 2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(様式 1)

年 月 日

## 令和 2 年度がんばろう大月・子育て応援特別商品券取扱店加入申込書

「がんばろう大月・子育て応援特別商品券事業実施要領」を熟読し、厳守することを誓約したうえで、下記のとおり同要領第 6 条第 2 項の規定に基づく加入の申込みを行います。

事業所名	(ふりがな)	
住所	〒 (            -            )	
代表者名	Ⓜ	担当責任者
電話番号		
FAX 番号		
主な取扱品目	テイクアウト	出前

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協
支店名	支店
預金種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他
口座名義	(ふりがな)
口座番号	

- 《備考》 ・ 申込期限は、 **5 月 15 日 (金)** 必着です。
- ・ 本申込書を参考に商品券取扱店の一覧表を作成しますので、お間違えのないようにご記入願います。
  - ・ 送金指定口座の通帳のコピーを添付してください。  
(店番、口座番号、名義人が分かるページ)

(様式 2)

年 月 日

## 令和 2 年度がんばろう大月・子育て応援特別商品券 換金請求書

商品券取扱店 住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_ ⑩

TEL \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

がんばろう大月・子育て応援特別商品券の換金を下記のとおり請求します。  
なお、支払いは、下記の口座へ振り込み願います。

請求年月	請求回数	商品券枚数	請求額
年 月	回目	枚	円

- ・ 使用された商品券を添付してください。

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協
支 店 名	支店
預 金 種 類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他
口 座 名 義	(ふりがな)
口 座 番 号	